

入札保証金に関する留意事項

(桜井地区老朽配水管布設替工事 (その2) 制限付き一般競争入札)

1 入札保証金の額

見積もる契約金額(入札書に記載する金額の100分の110に相当する額)の100分の5に相当する額以上を入札保証金とします。

2 入札保証金の免除

本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結することにより免除とします。

また、入札保証保険契約を締結した場合は、入札執行時に保険会社が発行する入札保証保険証券(開札日から令和8年8月10日(月)まで有効なもの)を持参してください。

なお、落札者以外の入札保証保険証券は、落札者決定後に返却します。

3 入札保証金の納付方法(銀行振込・現金持参)

入札保証金は、現金持参又は銀行振込で納付してください。

入札担当課から所定の納付書(様式第4号及び様式第5号)を受け取り、必要事項を記載し、記名押印(本町の入札参加資格申請に届出の「使用印」を押印)のうえ、入札担当課で承認を受けてください。

(銀行振込)

銀行振込の場合は、入札担当課に振込先口座を確認の上、令和8年7月13日(月)までに町に着金するよう振込みしてください。振込にかかる手数料等は振込人負担になります。町に着金したことが確認できましたら、上記の様式第4号を入札担当課からお渡しします。

(現金持参)

現金を持参する場合は、入札担当課職員付き添いのもと、上記の様式第4号及び様式第5号と現金、印鑑(上記の「使用印」)を合わせて持参し、役場内会計課で納付してください。「使用印」を持参しない場合は、委任状が必要です。現金持参による納付は、令和8年7月13日(月)の14時30分までに行ってください。

4 入札保証金の返還

(1) 落札者以外の入札保証金について

落札者以外の者が納付した入札保証金については、会計課で、返還の手続きを行ってください。ただし、入札が保留となった場合は、別途連絡のうえ、返還します。

(2) 落札者の入札保証金について

落札者の入札保証金については、契約が確定した後に返還します。

(3) 入札保証金の返還手続き

銀行振込又は現金持参により納付された入札保証金は、銀行振込により返金します。

5 入札保証金の帰属

落札者が契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、地方自治法第234条第4項の規定に基づき、島本町に帰属することとなります。